



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
9 月 8 日
第 749 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示	
令和 8 年度陸・海・空士（任期制自衛官）の募集（市町振興課）	1
公金事務の委託（医療政策課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	2
○ 公 告	
危険物取扱者保安講習実施公告（防災危機管理局）	2
指定管理者公募公告（文化財保護課）	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（東近江）	4
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	5
○ 監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の公表公告	5

告 示

滋賀県告示第379号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和8年度陸・海・空士（任期制自衛官）の募集について、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 募集種目 令和8年度採用2等陸・海・空士（任期制自衛官）（男子・女子）
- 募集期間 令和8年9月8日（水）から令和8年10月22日（木）まで
- 試験期日
 - 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 令和8年11月3日（火）および4日（水）のうち指定する1日
 - 口述試験および身体検査 令和8年11月7日（土）
- 試験場の位置および名称
 - 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 受験者計画
 - 口述試験および身体検査 大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目1-1）および自衛隊大津駐屯地医務室（大津市際川一丁目1-1）

滋賀県告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、医療機関等物価高騰対策支援金（医療機関等および薬局）の支出事務を次のとおり委託した。

令和8年9月8日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 株式会社エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所

- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大阪府大阪市北区梅田 3－4－5 毎日インテシオ16階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 医療機関等物価高騰対策支援金（医療機関等および薬局）
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和 7 年 9 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和 8 年 8 月 27 日

滋賀県告示第381号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスミライリハ草津	草津市若竹町 2－24	株式会社ミライリハ 代表取締役 松崎陸	大津市石山寺 3－10－25	通所介護	令和 8. 9. 1	2570602140

滋賀県告示第382号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
花まるデイサービス	草津市若竹町 2－24	株式会社 Y A N A G I 代表取締役 柳信成	大津市滋賀里 3－3－3	通所介護	2570602058	令和 8. 8. 31

公 告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 講習の種類

講習区分	危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種、乙種（第 1 類から第 6 類まで）、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種、乙種（第 1 類から第 6 類まで）、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

日時		講習場所	
		会場名	所在地
10月 2 日（金）	9 時30分～12時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目 1 番 1 号
10月14日（水）	9 時30分～12時30分	今津東コミュニティセンター	高島市今津町中沼 1－4－1
10月21日（水）	9 時30分～12時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80－4

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

日 時		講 習 場 所
		会 場 名 所 在 地
10月 2 日(金)	13時30分～16時30分	滋賀県危機管理センター 大津市京町四丁目 1 番 1 号
10月 5 日(月)	13時30分～16時30分	キラリエ草津（草津市立市民総合交流センター） 草津市大路二丁目 1 番35号
10月 8 日(木)	13時30分～16時30分	滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目137
10月14日(水)	13時30分～16時30分	今津東コミュニティセンター 高島市今津町中沼 1－4－1
10月15日(木)	13時30分～16時30分	甲賀市碧水ホール 甲賀市水口町水口5671
10月16日(金)	13時30分～16時30分	ひこね市文化プラザ 彦根市野瀬町187－4
10月21日(水)	13時30分～16時30分	滋賀県立男女共同参画センター 近江八幡市鷹飼町80－4

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第 1 項または第 2 項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 滋賀県の「ウェブ事前登録方式コンビニ決済」により手数料5,300円を納付後、受講申請書に所定の事項を記入の上、5 に示す受付期間中に 6 に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和 8 年 9 月 9 日(水)から同月17日(木)までとする（必着）。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520－0044 大津市京町四丁目 3 番28号 滋賀県厚生会館 2 階 電話 077－521－3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

指定管理者公募公告

滋賀県立安土城考古博物館について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
- (1) 名称 滋賀県立安土城考古博物館（以下「博物館」という。）
- (2) 所在地 近江八幡市安土町下豊浦6678
- (3) 施設の設置の目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資すること。
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管および展示
- (2) 博物館資料に係る調査研究および普及啓発
- (3) 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等の許可に関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 博物館施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (6) 博物館資料の寄託に関すること。
- (7) その他施設の管理に必要と認められること。
- 3 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が博物館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 持参の場合は、令和 8 年 9 月 8 日(火)から令和 8 年10月 5 日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（正午から午後 1 時までを除く。）に申請書類を(2)に示す場所に持参すること。また、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、申請書類を(2)に示す場所へ令和 8 年10月 5 日(月)午後 5 時までに必着させること。なお、電子メールおよび F A X での提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館 3 階 滋賀県観光文化スポーツ部文化財保護課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4670

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和 8 年 9 月 8 日(火)から令和 8 年 10 月 5 日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 配布場所 5 (2) に示す場所

7 現地説明会 令和 8 年 9 月 16 日(水)午後 2 時から、博物館において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂 79 番の 1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 加藤久誠 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番 39 号 取締役 大川二郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 中嶋築人ほか 13 者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役 加藤久誠 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番 39 号 取締役 高橋雅史

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 有限会社ワンラブ 愛知県名古屋市中区錦三丁目 10 番地 29 号 代表取締役 野田矩生ほか 12 者

3 変更年月日 アについては令和 7 年 3 月 31 日、イについては令和 5 年 9 月 30 日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更のため

5 届出年月日 令和 8 年 8 月 24 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 8 日から令和 9 年 1 月 8 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 9 年 1 月 8 日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 11 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーション なぎさ	東近江市宮荘 町835ジェルメ フルール102号	株式会社T U B E S	兵庫県尼崎市武 庫之荘東一丁目 5－15ウィステ リア武庫之荘103 号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510500511	令和 8 . 8 . 31

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県東近江土木事務所長 久 保 雅 則

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
蒲生郡竜王町大字小口1227番178 藤永啓二	蒲生郡竜王町大字小口字黒谷1251番217、字谷田1227番8、1277番17	397. 17㎡	令和 8 . 8 . 31	000563

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定により監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、知事から講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 8 日

滋賀県監査委員 白 井 幸 則
〃 村 尾 慎 哉
〃 大 野 恭 永
〃 河 瀬 隆 雄

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知に係る事項

監 査 結 果 報 告 年 月 日	令和 8 年 3 月 27 日
監 査 の 意 見	(1) 各事業の定量的成果指標の設定とP D C Aサイクルの徹底による事業の見直しについて（公益財団法人淡海文化振興財団） 公益財団法人淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）（以下「財団」という。）は、地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供、相談業務、人材育成等の事業を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図ることを目的として、平成 9 年 4 月に設立された。 財団は平成 9 年の設立当時は、市民活動団体を支援する数少ない中間支援組織であったが、現在は県域 2 か所、市町域10か所に中間支援組織が設立され、財団はN P O等の市民活動団体への直接支援から、中間支援組織の支援といったより広域的な役割に変化してきている。設立当初より役割が変わってきている現状において、地域の中間支援組織との役割分担のもとに財団事業の見直しが必要と思われるが、まずそのためには、事業ごとに目指す方向、実施内容を明確にし、その定量的な成果指標（アウトカム）を定め、現状値との比較分析により、客観的な現状把握と事業評価が必要である。また、従来の延長ですべての事業を継続す

るのではなく、事業の絞り込み等の検討も必要であり、県への財源依存度が90%を超えていることも踏まえ、財団の存在意義を示さなければならないと考える。

その上で、令和7年度から5年間の財団中期計画において、事業展開の方針を「県内の市民活動を支援するにあたり、地域の中間支援組織との連携と役割分担を踏まえ、特に県域の中間支援組織として担うことが適切な役割を重点取組として事業を展開していく。」とされているとおり、事業を重点化するなど財団中期計画の方針に基づく取組をより一層推進し、財団が果たすべき役割をより明確にするよう検討されたい。

当該監査の意見に対し「公益財団法人淡海文化振興財団」が講じた措置の内容

1 各事業の定量的成果指標の設定とPDCAサイクルの徹底について

当財団では「中間支援組織の機能強化と広域コーディネート機能の発揮」「助成事業『未来ファンドおうみ』の充実」「地域人材育成・ネットワーク化および活用」の3つの重点取組について成果指標を定め、各事業の実施状況を把握しながら振り返りを行うとともに評価を行っている。

【主な成果指標】

- ・中間支援組織の機能強化と広域コーディネート機能の発揮
アウトリーチでの相談件数 毎年 10件
市民活動フォーラムの参加団体数 毎年 30団体
- ・「未来ファンドおうみ」の充実
未来ファンドおうみへの寄付金額 5年間で16,000千円
助成金メニューの創設 5年間で3メニュー
助成応募団体数 毎年 30団体
助成事業実施における成果 80%
- ・地域人材育成・ネットワーク化および活用
おうみ未来塾卒塾生活動情報のホームページ掲載件数 5年間で150件
地域人材相談体制の整備 3年後
地域人材確保・育成基盤（地域人材プラットホーム）の構築 5年後

監査意見を踏まえ、令和7年度に実施した事業の検証を行い、令和8年度以降の効果的な事業運営に向けた反映を行っており、その中で新たな問題や課題を発見した時には、これを解決できるように指標や目標値も含めて事業実施の方法等について常に見直しを行っていく。

2 地域の中間支援組織との役割分担のもとでの財団事業の見直しについて

地域の中間支援組織等の意見や地域の現状を踏まえ、次の事業を今後の重点事業と位置づけて取り組むこととした。

(1) 地域の中間支援組織とともに取り組む職員育成

地域の中間支援組織等の職員を対象とした新人研修およびスキルアップ研修事業を体系的に実施する。そのためにも県域の財団として積極的に県外のイベントに出向き、全国・県域中間支援組織との繋がりやネットワーク等を再構築することにより、各分野の情報・ノウハウなどを得る中で地域の中間支援組織とともに活用・共有できるように取り組む。

(2) 時代に合った課題解決型人材育成の実施

スケールメリット等の観点から、課題解決型人材育成については、広域的な団体での実施が望ましいため、地域課題に取り組む人材の育成プログラム「おうみ未来塾」を引き続き当財団が実施することとするが、より身近な地域の課題解決につながるようカリキュラム等の見直し検討を行う。また、おうみ未来塾を卒塾した人材については、財団ホームページにおいて活動情報の発信を行っており、今後は市町や地域の中間支援組織等と連携を強化し、当財団が継続的に新たな活躍の場へつなぐとともに、県とより一層連携・協力して卒塾生の活動の現況把握と体系的な情報発信に努める。

(3) 「未来ファンドおうみ」の充実

各基金の寄付者の意向を踏まえ、広域を対象とした新たな社会的課題解決への支援や継続的な活動ができるための組織基盤強化の呼び水となるよう、現在の助成額の上限額の引上げの検討や助成団体への伴走支援等、地域の中間支援組織の助成事業と規模面・組織面での役割分担を図る。また、助成事業の原資や自主財源の継続的な確保に向けて、幅広い分野の企業等に対して積極的に寄付の呼びかけを行う。

3 当財団の存在意義と役割の明確化

県域の中間支援組織に求められる職員像として、地域の中間支援組織、市町、市民活動団体から頼られる人材になることが重要である。そのため、新たな社会課題が発生した際に解決するための方策を一緒に考え、事

業化しネットワークを使って達成するまでのプロデュース、コーディネートやファシリテートができる人材が必要である。さらには全国的なネットワークを駆使した問題や課題解決のための助言ができる必要もあり、こうした役割を職員 1 人ですべて担えるわけではないため、職員の個々の専門性と組織としてのチーム機能を発揮することで、県内の市民活動支援の質的向上を図った上、財団の存在意義を高めていく。

当該監査の意見に対し「県」が講じた措置の内容

(総合企画部県民活動生活課)

財団が今後果たすべき役割をより明確にする必要があると考え、県内地域の中間支援組織への聞き取りを実施するとともに、市町の市民活動支援担当課との会議を開催し、県内市町・中間支援組織の財団に対する意見の集約を実施した。

その結果、各地域（市町）において、財団には市町域の中間支援組織同士をつなぐハブ機能や、中間支援組織スタッフの人材育成、高度の専門性が必要な相談への対応など、地域の中間支援組織を支え助ける、いわば「支援の支援」となる役割が財団に特に期待されていることがわかった。

県民活動生活課としては、市町行政との連携・コミュニケーションの強化や県独自の NPO 法人向け実態調査アンケート等を通じて、市町および市民活動団体のニーズや課題を収集・分析することで、県域の中間支援組織としての財団の機能強化と役割・存在意義の明確化のバックアップを行うこととした。

今後も引き続き、広域自治体である県としての役割や、NPO 法人の所轄庁としての立場を十分にふまえ、県と市町との「顔の見える」関係性や県内市町同士をつなぐ場づくりを強化していくとともに県内 NPO 法人の実態把握等に努めていく。

また、財団が、その設立目的・経緯、財源構成・事業内容等を十分に勘案し、民間団体の市民活動・社会貢献活動と自治体の施策・事業の両面についてより造詣が深い人材が運営に携わるよう、改めて支援をしたところ。

さらに、財団事務局と県担当課がこれまで以上にコミュニケーションを密に図るため、令和 8 年 4 月以降、月 1 回以上の頻度で対面・オンラインによる意見交換・情報交換等を行っている。

以上を前提に、財団との連携をさらに強化し、双方の強みを生かして適切に役割分担しながら、県内全体の市民活動団体の組織基盤の強化や活動の活性化、ひいてはそれらが県内各地域における様々な課題の解決につながるよう、両者が協力してより一層支援等の取組に力を注いでいく。

